

## 緑化推進センターにおける園芸資材等の貸出及び交付に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、緑化推進センターにおいて、市が保管する園芸資材等の貸出及び交付について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 園芸資材等 緑化推進センターに保管しており、活用されていない園芸用の土、土壌改良剤、肥料、フラワーポット、フラワースタンド、その他園芸に関わる資材や器材をいう。
- (2) 貸出 園芸資材等のうち別に定める園芸資材等一覧表(貸出用)の園芸資材等を市長が申請者に対して期限を定めて貸出することをいう。
- (3) 交付 園芸資材等のうち別に定める園芸資材等一覧表(交付用)の園芸資材等を市長が申請者に対して交付することをいう。

### (対象者)

第3条 貸出及び交付を受けることができる団体は、次のとおりとする。

- (1) 官公庁、学校、幼稚園又は保育園、福祉、医療に関わる公的な団体
- (2) 「花と緑のまち・浜松」の推進に寄与する事業や活動を行う市民団体
- (3) その他市長が必要と認める団体

### (貸出及び交付の申請)

第4条 園芸資材等を借用しようとする者は、園芸資材等借用申請書(第1号様式)に、交付を受けようとする者は、園芸資材等交付申請書(第2号様式)に必要事項を記入し、市長へ提出しなければならない。

### (貸出及び交付の可否の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、貸出及び交付の可否を決定し、申請者に対し、園芸資材等貸出・交付 決定・却下通知書(第3号様式)をもって通知するものとする。

### (園芸資材等の貸出期間等)

第6条 園芸資材等の貸出期間は、貸出開始日から起算して1年以内とする。

- 2 前項に規定する期間を超えて、園芸資材等を借用しようとする者は、その旨を市長に連絡し、指示を受けなければならない。

### (貸出及び交付に関わる費用)

第7条 第3条の対象者が貸出及び交付を受ける場合の費用は無料とする。

2 貸出及び交付に係る運搬や移動等に伴う費用は、申請者の負担とする。

(使用者の義務)

第8条 貸出又は交付を受けた者は、本要綱の趣旨を理解し、園芸資材等を適正に管理しなければならない。

2 貸出又は交付を受けた園芸資材等について、申請者は目的外の使用又は第三者に貸与又は譲渡してはならない。

3 貸出又は交付を受けた園芸資材等について、申請者は営利目的に使用してはならない。

4 貸出又は交付を受けた園芸資材等に看板、広告などの装飾をしてはならない。ただし、装飾について市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

5 第1項から4項までの事項が守られない場合や、故意又は過失を問わず園芸資材等を損傷又は損失した場合には、市はその損害賠償を申請者に請求することができる。

(決定の取消)

第9条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その決定を取消し、使用者に対し、園芸資材等貸出・交付取消通知書(第4号様式)をもって通知するものとする。

(1) 申請書に記載した目的以外で使用したとき

(2) 第8条に挙げている利用者の義務を行わないとき

(使用及び返却報告)

第10条 貸出又は交付を受けた者は、園芸資材等の使用を開始した場合、速やかに園芸資材等使用開始報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 貸出を受けた者が、園芸資材等を返却する場合には、園芸資材等返却報告書(第6号様式)に必要な事項を記載し、市職員等(指定管理者の職員も含む。)の確認を受けなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則 この要綱は、平成22年 8月23日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

第1号様式

借用

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

住 所

団 体 名

(代表者)

T E L

### 園芸資材等借用申請書

緑化推進センターに保管されている園芸資材等を借用したいので、下記のとおり申請します。

記

借用資材名	
必要個数	
使用場所	
借用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
その他	

第2号様式

交 付

平成 年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住 所  
団 体 名  
(代表者)

T E L

## 園芸資材等交付申請書

緑化推進センターに保管されている園芸資材等を交付していただきたいので、下記のとおり申請します。

記

交付資材名	
必要個数	
使用場所	
その他	

様

浜松市長

園芸資材等 貸出 決定 通知書  
交付 却下

平成 年 日付けで申請のありました園芸資材等の借用・交付については、下記のとおり決定します。

なお、使用にあたって、「緑化推進センターにおける園芸資材等の貸出及び交付に関する要綱」を遵守すること。

記

1 決定

借用 交付 資 材	
申請個数	
引渡受付期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
引渡場所	みどり～な(南区大塚町1876番地の1) TEL 426-2300

借用を受けた園芸資材等が破損した場合には、緑政課までご連絡ください。

なお、故意・過失を問わず、弁済していただくことがあります。

2 却下

理由
----

都市整備部 緑政課

G ( )

電話 457-2565 FAX 457-2257

様

浜松市長

### 園芸資材等貸出・交付取消通知書

平成 年 日付けで貸出・交付の決定をした園芸資材等について、その決定を取消します。

記

#### 1 決定

借用・交付 資材名	
借用・交付 個数	
使用場所	
その他	

平成 年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住 所  
団 体 名  
(代表者)

T E L

## 園芸資材等使用開始報告書

借用・交付を受けた園芸資材等の使用を開始したので、下記のとおり報告します。

### 記

借用・交付 資 材 名	
借用・交付 個 数	
使用 場 所	
そ の 他	

使用状況のわかる写真を添付すること

第6号様式

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

住 所

団 体 名

(代表者)

T E L

## 園芸資材等返却報告書

借用していた園芸資材等を下記のとおり返却します。

記

交付資材名	
返却個数	
返却理由	
その他	